

## 平成29年度 第1回滋賀県立図書館協議会議事録

- 1 日時：平成29年（2017年）6月2日（金） 10:00～12:00
- 2 会場：県立図書館 大会議室
- 3 出席者：会長 山本昭和（学識経験者） ※（ ）内は選出分野  
副会長 森川裕子（家庭教育）  
委員 遠藤恵子（家庭教育）、大木文雄（公募）、  
小笠原美和子（公募）、小野田文雄（学校教育）、  
神部純一（社会教育）、酒井道（学識経験者）、  
三田村悦子（社会教育）、安原千佳世（学校教育） ※五十音順  
県教育委員会事務局生涯学習課  
大西良子（課長）、近藤淑恵（主幹）、高田裕文（主査）  
県立図書館  
國松完二（館長）、  
村田恵美（調査協力課長心得）、岡田知巳（サービス課長）  
事務局 中嶋修（副館長）、南都奈緒子（総務課司書）  
傍聴者 0名
- 4 議題：
  - (1) 「（仮称）これからの滋賀県立図書館のあり方」について
    - ア 協議会検討結果を受けた方向性と事務局案
    - イ 進行状況・今後の予定
  - (2) 平成28年度滋賀県立図書館事業報告について
    - ア 事業報告
    - イ 今年度予定

### <議事録（要約）>

#### 1 開会・挨拶

生涯学習課長：

平素より滋賀県の子ども読書活動の推進をはじめ、生涯学習施策に対して深いご理解とご協力を賜り感謝する。またお忙しい中、本日の協議会にご参加いただきお礼申し上げます。本日の議題である「これからの滋賀県立図書館のあり方」については、昨年度から議論をいただいている。今年可能ならば12月の策定に向けて、県立図書館と生涯学習課が一緒になって良いものにしようと努めている。委員の皆様には、これまでの議論を踏まえ、すべ

での県民の知りたい、学びたい気持ちに応える核として、県立図書館が何をすべきか、しっかりと議論ができればと思う。忌憚のないご意見をお願いしたい。

館長：

昨年度9月に第二期の委員として就任いただき、昨年度2回このメンバーであり方について検討をいただいた。今年度12月を目途に策定したいと考えている。協議会から意見をいただき、私共でまとめる。実質あと半年ほどになるので、よろしくお願いしたい。

年度初めのため、図書館を取り巻く状況について説明したい。

全国的な動きとしては、国では公の施設の指定管理者制度の導入を全体的には進めているが、国からの自治体への交付税財政措置の算定に際して、図書館については直営をベースとした算定方針となっており喜ばしい。学校図書館に関しては今年度から学校図書館整備5カ年計画として、国からの財政措置が以前よりも多少増えた。地方交付税をどう使うかは、自治体の考え次第であるので、各自治体できちんと使うよう県としても働きかけを行いたいと考えている。

指定管理者制度のあり方に関して、4月に日本弁護士連合会の会合があった。日本弁護士連合会から、指定管理者制度を導入できる施設、できない施設について、自治体として条例を持つ方がよいと働きかける動きがある。

県内については、新年度に入り、守山市、長浜市が新しい図書館の建設に向けて具体的にスタートした。県内図書館は約30年前に建設されたところが多い。県立図書館も含めこれから建物の建て替えが大きな課題である。今後県内図書館のすべてが建て替えになるわけではないが、長く使うにはどうしたらよいかということと、19市町で49の図書館があるがサービスポイントをどうするか検討することが課題。県立図書館はあり方を検討しているが、市町立図書館も基本計画など10年後のあり方を策定しながら図書館サービスについて検討している。県立図書館のあり方検討が、市町立図書館の今後の運営にも影響を与えるので、協議会委員にはあり方について忌憚のないご意見をいただき、良いものにしていきたいと考えている。

会長：

本日の進行についてだが、時間の関係で、一部を除き資料についての説明を行わないこととし、協議の中で資料に不明な点があればその都度お願いしたい。時間配分だが、議題（1）「（仮称）これからの滋賀県立図書館のあり方について」を65分程度、議題（2）「平成28年度滋賀県立図書館事業報告について」を30分くらいとしたい。

## 2 議題（1）「（仮称）これからの滋賀県立図書館のあり方」について

会長：

議題（1）について、これまで図書館協議会として検討した結果が資料1。作成にあたっては、委員から意見を受け、会長がまとめた。これを受けて、事務局側で案を作ったのが資料2。これについて事務局から説明をお願いしたい。

館長：

図書館協議会からのあり方についての検討結果報告を受けて、図書館と生涯学習課のワーキンググループで検討し、資料2のようなまとめを作成した。県立図書館の役割について、市町立図書館との連携が前提だが、すべての県民に図書館サービスをくまなくいきわたらせることが役割だということ。役割を果たすための方向性として、市町の図書館と協力して、全県域に図書館サービスがいきわたるネットワークを構築すること、人・モノ・金を使って市町の図書館をつないでいくこととした。それをより具体的に果たすための柱として、2つ挙げた。市町立図書館への支援は、これまでも30年間市町立図書館を作りながら、力を入れて行ってきたことであり、その結果市町立図書館のサービスが高いレベルで実現している。そこでさらにきめ細やかな支援が必要となると考えた。具体的には5項目を挙げているが、これまでも行ってきた支援である。それをさらに充実させたい。もう一つの柱は、直接サービスの実施だが、これは県立・市町立に関わらず、図書館の最も基本的な役割であり、きちんと行っていく必要があると考えている。この2つの柱を実現するための方策として、一つは地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信、もう一つは読書を通じた次世代の育成をこの10年で行いたい。次世代の育成は、これまで市町の役割と考えてきたところがあるが、市町立図書館と協力して取り組んでいきたい。最後は、これらを実現するために必要な基盤整備を挙げた。この案をもとに、ワーキンググループでの検討、県の各部署との調整を進めていきたいと考えている。

資料3に12月までの具体的な策定スケジュールをまとめた。図書館協議会のほか、知事・副知事、教育委員会、文教警察委員会にも、方向性を逐次報告し、意見を聞きながら最終的な策定をしていきたい。協議会の報告をもとに、図書館でもまとめを行い、それをもとに内部での検討を行っているという段階。

会長：

資料2は目指す方向性ということだが、これについて委員から質問・意見を伺いたい。

委員：

次の議題にも関わるが、ここであり方を決めた時に、予算措置が本当になされるのか、それとも将来的に予算措置がなされるとみなして検討してよいのか。

館長：

基本計画という名前だと、予算と連動したものになるが、あり方は10年先を見越して検討するもの。今年度秋にただちに何かを予算化するものではない。骨子案の検討・作成は予算時期にはなるので、教育委員会でこの事業だけは来年からしたほうがよいというものがあれば、一部予算化される可能性はある。ただし、今の段階でははっきりしない。

会長：

あり方検討は、予算と連動しなくてよいということか。

館長：

その通り。

委員：

方向性についてはおおむね良いと思う。今後10年のサービス拡充に向けての方策が簡単すぎるのではないかという気はする。補足資料を作成したので、見てほしい。（各委員に資料を配布）

大きな柱として市町立図書館への支援と、住民への直接サービスが大事だと考える。どちらがより大切かという点、市町立図書館への支援が県立図書館のミッションだと考える。さらに、住民への直接サービスも行ってほしい。市町立図書館への支援はこれまでもしているが、だから書かなくてもよいという事はない。市町立図書館とのネットワークの強化、学校図書館の支援、その中に子どもの読書推進ということを書き込んでほしい。市町立図書館への助言、情報提供、研修を行うことも重要な仕事だと考える。

直接サービスとしては、県民の公平なアクセスについて、利用者の9割が大津市、草津市の住民ということはどうするか。一つの方法として、紙媒体の資料と電子情報のハイブリッド化があるのではないか。県民の書籍へのアクセスをどのように保障していくか、少なくとも、検討を始めるべきと考える。

魅力のある図書館環境の整備として書いたのは、どの図書館にもありそうなことを並べて画一的なあり方を作るのではなく、滋賀県立図書館ならではのビジョン、オリジナリティがほしいと考えたため。文化ゾーンに立地しているメリットをもっと県民に伝えていくべき。緑の中にある図書館であること、3年後には新生美術館が隣にあり、資料展示・講座などで連携できることなどがメリット。

その他、ユニバーサルデザインとして、高齢者、障害者、外国人への対応も必要。いろいろな県民に図書館の魅力を知ってもらい、来てほしい。

資料収集の方針としては、予算の制約を考えなくてよいならば、すべての出版された本を買ってほしいが、県立図書館の使命を考え、資料選択の方針・基準を明確にし、予算の

中で優先度の高いものから購入して行ってほしい。その方針・基準を、県民や市町立図書館にもはっきりと伝えていくべき。

レファレンスについても強調してほしい。そもそもレファレンスサービスとは何かを知らない人も多い。貸出カウンターだけでなく、レファレンスカウンターを設置するとか、県内市町立図書館や大学図書館との横断検索システムを構築するとかの方策が考えられる。問題解決型サービスを位置付けることも大切。ビジネス支援、医療情報サービス、法律情報サービス、行政支援サービスなどが、他県の図書館でも実施され、成果をあげている。図書館の評価を高めることにつながるのでは。

郷土資料の収集・発信についても、入れてほしい。市町立図書館とは別の視点から、県立図書館ならではの収集・保存ができる資料があると思う。

図書館運営については、レファレンスなどをしっかりとやっていこうとするならば、司書の確保、司書の専門性の向上を位置付けなければならない。また、県民とともにある図書館として、ボランティアの活用も考えてほしい。専門職員である司書と県民の協働でやっていく図書館像を描いてほしい。

以上の意見から参考になるところがあれば、盛り込み、より具体的なものを作ってほしい。

会長：

資料2と共通するものもある。委員がおっしゃった課題解決型サービスについては、資料2の地域の課題解決に向けた情報提供・情報発信にあたる。方向性の段階のため、現状ではあまり具体的に書いていないが、今後骨子を作る中で具体的になる見込みか。

館長：

このような項目立てをしたが、具体的な姿が見えないということは、内部でも言われている。それぞれの項目について、どこまで具体的なことを書き、あり方に盛り込むか、図書館協議会や各部署から意見をうかがい、ワーキンググループで検討したい。例えば、資料のハイブリッド化は否応なく進んでいる。市町立図書館が取り組みにくい部分で、県立図書館が仕組みを含め考えなければならないと思うが、その10年後の姿をあり方の中にどこまで具体的に書くかは難しい。

会長：

委員からの意見のうち、障害者、高齢者、外国人への対応は、これまでの協議会の検討に出てこなかった視点で、重要。どこかの項目か、骨子案には盛り込んでほしい。

館長：

昨年、障害者差別解消法の施行があった。図書館利用に障害がある方へのサービスは、

以前から取り組みはあったが、法施行から一年以上たち、県全体でどのような取り組みをしていくかは、非常に大事だと考えている。図書館は、紙で印刷された資料が大部分だが、それを利用できない方が以前よりも増えている。市町立図書館と一緒にあって、対応を考えていかなければならない。高齢者については、10年後確実に利用者層の変化が起きる。超高齢社会に図書館がどのような役割を果たすべきか、どのように書いていくか、考えたい。

委員：

先ほど委員が言いたかったのは、滋賀県立図書館が10年後に、全国の都道府県立図書館のトップを目指すのか、どのサービスも総花的に全部行うことを目指すのか、トップではなくても何かのサービスに特徴のある図書館を目指すのか、どうするのかということではないか。例えば医療情報サービスとか、ビジネス支援とか、図書館の専門性の方向性を決め、その周辺でバランスをとるとか。先ほどの委員の意見に挙げられたサービスすべてを行うべきということではないと思う。そうではなくて、この図書館はどれを選ぶか、または総花的に行うのか、ということを決めるべきだということではないか。それを協議会で話し合うべきだと思うが、最終的には、予算措置の制約がついて実現できないのは仕方がない。

委員：

学校図書館を預かる立場からすると、県立図書館にはオールマイティな形であってほしい。それと、あり方の方向性の中で、図書館サービスを支えるための基盤整備として書かれているが、今行っている図書館サービスに関する情報発信・周知をもっとすべきだと思う。例えば、児童書の全点購入、郷土資料の収集発信としての近江デジタル歴史街道や、最近ではビワイチのこともしているのに、それを全面的に周知していないために、サービスを行っていないように思われ、埋没している気がする。あり方の方向性としてはこのくらいしか書けないと思うが、骨子の段階でもっと具体的に書いてほしい。

委員：

今年度の主要事業として資料6に書いてある、県内中小企業の創業・経営改善の支援のため、工学分野・経済分野・産業分野の資料の重点収集をすることと、先ほど委員がおっしゃった医療情報サービスやビジネス支援は関連することだと思う。資料の重点的収集のことは、あり方の中にもさらに込めることを考えているのか。

会長：

今年度の資料収集方針のことと、10年後のあり方のことは関連するののかという質問だが、どうか。

館長：

資料収集については、経常費として予算化されている資料費で十分かどうかという検証が必要。毎年、新刊書が8万点近く出版されている中、県立図書館がコンスタントにどの程度カバーしていくかを考え、そのために必要な予算を取っていくことが重要。滋賀県は第二次産業・製造業が盛んなため、これまでも技術・工学関連書を他府県よりも多く購入し資料が充実していたが、資料費の減少でそれまでほどには整備できなくなった。それが利用減の大きな要因でもあったと思う。何とか資料費を増やそうと、県の施策にのる形で、昨年度は知事の重点課題に申請し、通常経費に450万円プラスして「次世代のための成長産業支援事業」として資料費を獲得できた。ただし、毎年続くものではないので、今年は別の予算を探さなければならない。また、年によっては国からの交付金などがあるかもしれないし、それをしっかりと確保することは大事。しかし、あり方には、そういったことではなく、コンスタントな資料収集について述べるべきと考える。あり方の中でどこかの分野の資料を重点的に収集すると書くのは、県立図書館の資料収集としては違うのではないかと考えている。公共図書館であるので、必要な本を全分野にわたってくまなく収集すべきだと思う。

委員：

あり方の方向性については、A4一枚にコンパクトにまとめられていて、よく考えられ、わかりやすく良いと思う。資料収集を全分野にわたって行うというのは分かったが、例えば工学系の資料収集などで特徴を出していくのもおもしろいことだと思う。

視聴覚資料の取り扱いは、県立図書館ではどのようになっているか。

館長：

県立図書館は基本的に活字資料を収集している。以前資料費が1億円近くあり、出版物の7割を収集する方針であったときも、活字資料を重点収集としていた。視聴覚資料はもともと収集対象外としている。地域資料は例外で、様々な媒体のものを網羅するため、収集している。一般資料については、本の形で出版されるものが最重点。そのような資料収集が、市町立図書館からも支持されて、今に至っている。視聴覚資料の収集実績はほとんどない。

生涯学習課長：

館長が申し上げたのは収集方針についての現状。現状ではなく、今後10年どうすべきかについてご意見を頂戴したい。現状のままでよいならば、なぜそう思うかということについても。

会長：

視聴覚資料など、活字媒体資料以外の今後についてどうあるべきか、委員の意見をうかがいたい。

委員：

前回の協議会の資料を見て、県立図書館は全国的に見て貸出冊数も多く、コンピュータの導入も全国で初めてである等、ハイレベルな図書館であると認識している。オールマイティな図書館であってほしいという意見や、何かに特化してリーダー的な図書館であってほしいという意見もあった。住民へのサービスのハイブリッド化という観点から、二点意見を申し上げたい。

一つは、海外図書館との連携・交流について。例えば、福祉の行き届いている北欧の図書館や、図書館が最初に発達したといわれているイギリスの図書館などと。ケンブリッジの図書館に行ってコピーサービスを利用したことがあるが、重厚な空間で、対面でレファレンスを受け、本を利用できた。海外図書館の情報を入手することで、県民に何らかの形で伝えるとか、県民からリクエストがあったときに応えられたらよいのではないか。

もう一つは、視聴覚資料について。視覚障害者の図書の利用について、音訳ボランティアをしてきた経験から実感したことだが、サピエ図書館を通じてたくさんの資料を利用されているが、県立図書館のデージー図書の貸し出しは少ない。ここには視覚障害者はあまり来ないのだとわかった。普段どうされているかというところ、県の視覚障害者センターにリクエストして郵送で資料を取り寄せたり、センターの職員が全県あちこちの利用者に資料を運んだりしているようだ。サピエは、全国レベルであるので、センターの蔵書になくても、全国の図書館から入手して利用できる。もともと視覚障害をお持ちの方はそういう利便性を知っている方が結構おられるが、中途障害の方や高齢者はそういったツールが分からず、家族や周囲の方に読んでもらったりして情報を収集しているのだと思う。そういった方への手掛かりを県立図書館で模索してほしい。

会長：

障害者サービスのことについては、先ほどの委員の意見にもあったし、あり方の中に書き込んでほしい。そこに、デージー図書についてもぜひ入れてほしい。

障害者向け以外の視聴覚資料、例えば映画DVDなどは現在収集対象ではないが、そのことについてはどうか。

委員：

視聴覚資料は、資料を整えると、機器も入れなければならないが、媒体や機器はやがて規格が古くなり、再生できなくなる恐れがあるので難しいと思う。そのような問題も認識しながら資料の収集を考えていくべき。



図書館のいちばんの仕事は、サービスであり、そのための資料収集。今学校にいる子どもたちが大人になる10年後や15年後に、今ある職業の半分はなくなるといわれている。それを見越して、図書館のあり方も考えてほしい。資料の収集だけに力を入れるというよりも、「図書館は人なり」といって、司書がいるかないかで値打ちが大きく変わるといわれる。図書館の仕事として、これからは人育てが大事になるのではないか。少し前までは、電車の中で本を読んでいる人がいたものだが、今はほとんどいない。このような現状で、活字資料だけを集めていても、ここに人が集まって来るのか。図書館を大事にし、存在意義のある場所だと理解している人を育てなければ、たくさん本があっても誰も来ない、何も使われないということになりかねないと思う。

会長：

方向性の中でいえば、読書を通じた次世代の育成に関わることだと思う。これから骨子を書く中で、書き足してほしい。ほかにご意見はないか。

委員：

二つの立場から意見を申し上げたい。

まずは、委員の中でいちばん遠くから来た県民として。県立図書館の役割として、すべての県民にサービスをいきわたらせることは大事だが、県立図書館から遠い地域の住民としてはピンとこない感じがする。市町立図書館を県立図書館が支援しているということをぜひアピールしていただき、県立図書館の恩恵を受けていることということを、遠い地域の住民にもわかってほしい。この前、近くの図書館で本を頼んだときに、市立図書館にはないが県立図書館にはあります、どうされますか？と聞かれた。やっと県立図書館の恩恵を受けられるとわかってうれしかった。

もう一つは、子育て支援の立場から。10年後を見据えたあり方ということだが、今の子どもが大人になったときに、図書館を利用してほしいと思う。そのためには、子どものときに図書館を利用した経験が必要だと思う。イベントでもなんでもいいので、図書館を利用したという思いをどの子にも味わってほしい。滋賀県では小学4年生でやまのこ、5年生でフローティングスクールがある。そのように、すべての子どもたちが図書館を感じられるイベントをし、何か問題があったときには図書館を利用すれば解決できると、頭の片隅にでも思ってもらえたらよいのではないかと思う。

委員：

視聴覚資料は、県立図書館の個人貸出に関わること。直接サービスとして、県立図書館がそれを提供しようと思うなら、そういう方向性もいいとは思う。ただ、地域資料については揃えているということだし、資料費が豊富でない状態で、視聴覚資料にまで手を広げるのはどうかと思う。電子書籍については、どうするか気になるところ。

市町立図書館のうしろには、県立図書館があるということが、市民・町民にあまり知られていない。県立図書館のサービスが周知されていないのが問題。市町立図書館では専門書をそろえにくい、市民から聞いてもらえれば、県立図書館から本を取り寄せて提供できますといえる。市町の図書館の本だけを見て、ほしいものがないと思って帰ってしまう利用者がいる。県立図書館も、市町立図書館も、もっと広報すべきと思う。

委員からの追加資料に書かれていることは、方向性の中にほとんど要素がある。書かれていないのは、ボランティアの活用のことぐらいだと思う。方向性として書かれている項目が、わかりにくいということではないか。骨子の段階ではもう少し具体的に書き込んでもらえたら、委員の思いを盛り込んでもらえるのではないかと思う。問題解決型サービスのことも書いてほしいし、そうすると総花的になるかもしれないが、その中でも特色を出してほしい。美術館との連携のことを具体的に書いてもらうとか、電子書籍のこともどのような方針にするか、盛り込んでほしい。

会長：

意見は尽きないと思うが、予定時間があるので、このことについては一旦打ち切らせていただく。

### 3 議題（2）平成28年度滋賀県立図書館事業報告について

会長：

次の議題、平成28年度滋賀県立図書館事業報告に移りたい。まずは県立図書館から、昨年度の事業報告について説明をお願いしたい。

館長：

資料4の「滋賀県の図書館の概要」は、県内図書館・県立図書館の昨年度の利用状況の速報として集計したもの。市町立図書館の貸出冊数は約1千万冊超。県民一人当たりの貸出冊数が、図書館利用の指標としてよく利用されている数字だが、昨年度は7.43冊。全国比較できるのは平成27年度の実績だが、県民一人当たりの市町立図書館の貸出冊数は、東京都に次いで第二位。7冊を超えるのは東京と滋賀だけ。県民一人当たりの貸出冊数、蔵書冊数、受入冊数は、かつてはすべて滋賀が一位だった。資料費減少が影響して、近年は一位ではなくなっている。

県立図書館については、蔵書は140万冊を超えた。施設としては200万冊ほど収納できるが、7割埋まった状況。蔵書数は、単独の都道府県立図書館としては大阪府、東京都に次いで第3位。図書の受入冊数は、ここ10年ほど約2万冊。2万冊程度の受入だと、貸出につながる本だけ受け入れることはできない。市町立図書館と役割分担しているわけではな

いが、市町立図書館では収集しにくい資料が選定の中心になり、どうしても貸出は減少する。いちばん多い時は10年ほど前で130万冊ほどあった。今年度の資料費は約6,000万円。そのうち300万円は中小企業の関係の基金をいただき、工学・産業分野の資料を重点整備する。

資料5は、昨年度重点整備した分野の利用状況についてまとめたもの。「次世代のための成長産業支援事業」により、県内の企業、特に製造業で働く人たちが使えるような図書整備を行った。県立図書館の周辺にも工業団地があるし、理工系の大学もある。資料費を少しでも確保したいということで、通常ベースの資料費に加えて450万円獲得したのも。もともと値段の高い本が多い分野のため、冊数としては900冊ほどしか買えなかったが、それだけでも重点整備するとそれに伴って利用が伸びている。このような資料費の獲得は今後も行いたい。

会長：

今の報告について質問はないか。

委員：

資料5について、次世代のための成長産業支援事業で、医療・生物系・バイオ系の図書整備が薄いように思えるが、何か理由はあるのか。滋賀医科大学が近くにあるためか。

サービス課長：

食品化学・薬学分野のことだと思う。委員がおっしゃったように近くに滋賀医大があることと、医療系の本は進歩が速く、すぐに陳腐化してしまうため。これから何年使われるかということを考えて、他の分野の本の整備を優先しようという判断になった。

会長：

次に平成29年度の主要事業と予算について、説明をお願いしたい。

館長：

最終的には平成29年度の事業概要として公表する。主要事業1点目は、図書資料の収集・整備。市町の図書館からの要求に応えられる資料整備を行うことが、県立図書館最重点の事業。2点目は県内市町立図書館等への支援。物流の仕組み、研修等を含め、毎年行っているもの。3点目は、あり方の検討でも意見が出ているが、図書館、各種機関、団体等との協力。県内に大小13の大学がある。それぞれの大学のニーズに応じた相互貸借を行うべきだろうと考えている。門戸は開いているが、物流の仕組みが整わないため、貸出数は伸びない。ただし、県内の大学図書館連絡会にはオブザーバーとして参加しているので、今後連携を拡大できるようにしたい。その他、県内の読書団体とも連携をしている。直接の

来館者サービスは4点目として位置付けている。今年度力を入れなければならないと考えていることのひとつが、7点目の図書館利用が困難な人々に対するサービスの充実。サピエ図書館にもいち早く登録をしているが、市町を通じた利用も広報不足でなかなか冊数が伸びていない。

今年度の特徴として、11点目の図書館老朽化対策事業がある。隣の近代美術館は建て替え・増築となったが、図書館は検討の結果、長寿命化のための改修工事を行うことになった。昨年度来進めているが、今年度は本館のトイレ改修、電気設備の改修工事、外壁タイルの補修、雨漏り対策として大屋根改修のための設計など。図書館を長く使っていくため、何年かかけて改修を進めていく。今年度の秋、一定期間休館しなければならない。電気設備改修では全館停電しなければならないし、トイレ改修工事も開館しながらできるか不明。そのため、今年度は蔵書点検を行わない形で開館カレンダーを作った。工事による休館は、日にちが確定したら利用者向けに広報する。できれば1週間程度におさめたいと考えている。

会長：

今の説明について質問・意見はないか。

委員：

資料2で議論したあり方の各項目に関連して、何をどこまで予算化するかの色分けを、縦横の表で示すとわかりやすいのではないかと思う。電子関係では、今年度主要事業の中に、近江デジタル歴史街道事業のことや、インターネット・電子情報サービスの充実が挙げられている。ハイブリッド化に関して、あり方では資料収集・全県民への直接サービス・社会貢献関係のどこに役立つから電子図書の充実が今後どのように必要になるかという方向性を持ちながら予算提示すると、説明しやすくなるのではないかと思う。

委員：

武雄市の図書館、大阪の蔦屋書店などを見ると、本を見ながら喫茶を楽しめるスタイル。せっかくリニューアルをするならば、本を楽しめるくつろいだ空間があってもよいのではないかと思う。今年度の予算や事業としてということではないが、考えてはどうか。

委員：

資料をある程度オールマイティに収集しながらも、特色を持つてほしいと思う。滋賀資料・水資料の収集も大事なこと。資料費が削減されている中、視聴覚資料には手を広げず、活字資料に専念してほしい。市町立図書館と連携して、分野ごとに収集する図書館を決めるというようなことは考えているか。

館長：

一定のエリアで資料を分担収集するという取り組みは、イギリスの図書館で40年前くらいからしている。この図書館を建設するときにも検討した。日本と違って、イギリスの図書館は一定レベルの蔵書をそろえられるだけの図書費を、すべての図書館が確保している。滋賀県内で行うならば、すべての図書館が人口規模に応じて一定の図書費を獲得したうえで、プラスアルファしてある分野の本をすべて収集できるだけの図書費を、ということになるが、日本では現実的には難しいということで、これまでは取り組みはなかった。滋賀県の図書館はよく利用されているといっても、19の市町にも資料費の格差はある。分担収集は、まだ難しいのではないかと思う。分担して滋賀県の資料の充実を図るという考え方は間違いではないし、あり方に入れるかどうかは別として、一つの考え方であると思う。

会長：

時間が来たので、まとめを行いたい。1つめの議題、滋賀県立図書館のあり方の方向性については、事務局から提示した資料2のとおりでおおむね良いが、ただし委員からの追加意見からいくつかのことについては、今後骨子を作る中に盛り込んでもらいたいということ。障害者サービスについては、必要な事項なので、今作っている方向性の中にも必ず盛り込んでほしい。サービスや資料について、オールマイティにするか、特化するかという事については結論が出なかった。視聴覚資料については、全く要らないとまではいわないが、現状通りでよいのではないかという意見だった。

#### 4 その他

会長：

最後に、県立図書館から報告があると聞いている。

館長：

資料7以降について、簡単に説明したい。5月以降新聞報道等で話題となった、学校史関係の図書館資料の切り取り被害について。岐阜県に始まり、滋賀県周辺の県すべてで被害が見つかったが、滋賀県内を調査したところ、幸い被害はなかった。全国であまりにも被害があったため、日本図書館協会が全国調査をした結果が資料7。協会としての声明も発表されている。

資料8は、以前京都新聞に載った記事の紹介。滋賀県民は京都府民に比べ、ネットではなく書店で本を買う人が多いが、それは図書館がよく整備されているからではないかという、記者の意見が述べられている記事。

資料9は4月1日発行の館報「図書館しが」で、ビワイチと図書館めぐりを取り上げた

ところ、反響が大きく、資料11、資料12で新聞や雑誌に取り上げられたということ。

資料10は昨年度の工学系図書の整備について取り上げられた新聞記事のこと。県内のマスコミからは、図書館の活動について好意的にとらえられている。あり方の策定についても非常に興味を持っていただいている。今後、あり方検討についてもマスコミに出る可能性があるので、注視していただきたい。

## 5 閉会

会長：

質問等なければ、これで本日の図書館協議会を終了したい。

事務局：

長時間の議論をいただきお礼を申し上げます。資料3にもあるとおり、次回の協議会は8月上旬を考えている。のちほど事務局から日程調整をさせていただくので、よろしく願いしたい。また、資料3のスケジュールで、具体的な日付が入っている箇所もあるが、流動的な部分もあり、変更の可能性があることをおことわりしておきたい。